省　令

○農林水産省令第十八号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第七条の二の規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「次に掲げる米穀」の下に「（平成二十四年以後の年産の米穀であって、都道府県知事が行う放射性物質の濃度に関する調査の結果、食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた規格に合うことが確認されたものを除く。）」を加え、同条第一号中「従い都道府県知事が」を「より帰還困難区域に設定され、」に、「を控えるよう要請した場合における当該要請に係る」を「が制限されることとなった」に改め、同条第二号中「（平成二十四年以後の年産の米穀であって、当該都道府県知事が行う放射性物質の濃度に関する調査の結果、食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた規格に合うことが確認されたものを除く。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年三月二十四日から施行する。

○防衛省令第四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条の規定に基づき、方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

防衛大臣　小野寺五典

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「第七師団司令部、」及び「及び第十師団司令部」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年三月二十六日から施行する。